

令和 8 年度
農地等利用最適化推進施策の
改善に関する意見書

令和 7 年 10 月 30 日

会津若松市農業委員会

令和８年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

貴職におかれましては、常日頃より当農業委員会の活動に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、有害鳥獣による被害の拡大など多様化、深刻化しており、より一層厳しさを増しております。

さらに、世界的な人口増加や気候変動等の影響、国際紛争や円安、主食用米の不足による米価の上昇などにより、食料需給のバランスは不安定な状況が継続しており、食料安全保障の確保は喫緊の課題となっております。

このような中、国においては、本年５月に食料安全保障の理念を盛り込んだ改正食料・農業・農村基本法の制定を受けて、令和７年度からの初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、「食料・農業・農村基本計画」を決定した経過にあり、生産性の向上や輸出の促進などにより農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るとともに、食料安全保障の確保に向けた様々な取組が位置付けられたところであります。

当農業委員会といたしましても、食料生産の基盤となる農地の重要性に鑑み、農地を守り、活かし、使える人に引き継ぐことができるよう、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（令和５年９月２１日変更）に位置付けた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止と解消」、「新規参入の促進」を通して「地域計画」の実現・ブラッシュアップに向けた取組に参画しながら地域農業の継続・発展に努めてまいります。

さて、将来にわたり本市の農業が持続的に発展していくためには、顕在化・多様化している諸課題に適切に対応しうる施策の充実・強化が必要であります。とりわけ、農政については、国の施策が大きく影響することから、その在り方に関して、適宜適切な要望活動を継続していくことも重要であります。

つきましては、これまでの農業委員会の取組を通して得た知見や農業者の声等を踏まえ、農業委員会等に関する法律第３８条第１項の規定に基づき意見書を提出しますので、令和８年度の施策立案や予算措置にあたり特段のご配慮を賜りますとともに、他自治体や関係機関との連携により、国・県等に対する要望・要請活動を展開されますようお願いいたします。

令和７年１０月３０日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市農業委員会
会長 渡 部 政 美

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

農業の生産性を高め競争力を強化するには、担い手への農地の集積・集約化を加速し、経営規模の拡大や生産コストの削減等、収益性の高い経営を目指していく必要があることから、次の事項について対応を図られたい。

(1) 地域計画の実現・ブラッシュアップ

- ① 従来の人・農地プランと地域計画との相違点を踏まえ、その目的や役割など地域計画に係る関係者の理解がより深められるよう引き続き丁寧な周知に努めること。
- ② 農業を担う者を位置付けできずに「今後検討等」とされた農地が多数所在する地域、さらには高齢化により、10年を待たずに農業を担う者が大幅に変更となる可能性が高い地域が見受けられることから、新規就農や農業参入支援等に係る施策により担い手不足への対策を充実すること。
- ③ 「地域計画」を実現・ブラッシュアップしていくためには、当農業委員会はもとより、計画区域内の町内会や農事組合、農業協同組合及び土地改良区等と進捗状況を共有し、ともに連携した推進体制が必要なことから、その構築に取り組むこと。
- ④ 計画区域内の農地の権利移動や転用を行う場合には、地域における「協議の場」において地域計画の達成に支障がないと認められた上で当該計画の変更を要することから、引き続き運用の改善に努めること。

(2) 農地中間管理事業の推進

- ① 令和7年度から農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に一本化され、農地中間管理機構を介した農地の貸借・売買が大幅に増加することから、市と農業委員会の連携のもとに円滑な事務処理が遂行できるよう体制の強化を図ること。
また、制度を利用する農業者の負担軽減を図るため、提出書類の簡素化など事務処理の効率化に向けた対策はもとより、財政支援を拡充し制度を利用する農業者等の手数料負担を軽減するよう国・県に要請すること。
- ② 地域集積協力金等の助成事業や農地耕作条件改善事業、農地中間管理機構関連農地整備事業など、農地の集積を進めるために必要な予算を確保するよう引き続き国・県に要請すること。
- ③ ほ場整備は遊休農地の発生防止と解消に有効な手段の一つであることから、地域からの要望・相談が寄せられた際は、積極的な支援と予算の確保に努めること。

(3) スマート農業の推進

これまで取り組んできたスマート農業については、出荷量や労働時間など一定の効果が確認されていることから、引き続き導入を希望する農業者の要望に十分対応できる予算を確保するとともに、農業者がスマート機器を使いこなせるまでのサポート体制を構築すること。

2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地等の発生は農業生産効率を低下させるばかりでなく、農地の持つ多面的機能を低下させる要因となることから、地域特性に応じた収益性の高い農業が持続的に展開できるよう施策を講じるとともに、日本型直接支払制度の効果的な活用など次の事項について対応を図られたい。

(1) 遊休農地解消施策の充実

- ① 遊休農地を解消し、継続して耕作していくための組織づくりを支援するとともに、大豆等、遊休農地でも栽培可能な畑作物の選定に積極的に取り組むことにより、遊休農地の有効活用を図ること。
- ② 遊休農地の解消を推進するため、県の「遊休農地等再生対策支援事業」や県農業振興公社の「遊休農地解消緊急対策事業」における実施要件の緩和など、事業実施主体が活用しやすい制度の構築を県に要請すること。

(2) 多面的機能支払交付金制度等の運用改善

- ① 自然・社会的条件が厳しい中山間地域の現状を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・継続、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制や人材育成に向けた施策の充実・強化を図ること。
- ② 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などの日本型直接支払制度は、農地の保全管理や遊休農地解消など集落機能の維持・継続に有効なことから、当該制度の活用が積極的に図られるよう交付単価や制度運用に係る事務費等について、必要に応じた見直しを行うよう国・県に要請すること。
- ③ 日本型直接支払制度の運用にあたっては、集落における申請書類の作成等に多大な労力を要しており、事務負担を理由に制度の継続を断念する集落があることから、事務手続に係る更なる負担軽減を国に要請すること。
- ④ 水田活用直接支払交付金に係る交付対象の見直しについては、離農者や遊休農地の増加が懸念されるなど、地域農業への影響が甚大であることから、水田利用の実態を踏まえた制度運用とするよう国に要請すること。

3 新規参入の促進について

農業従事者の高齢化や後継者不足が急速に進展するなか、地域農業を支える担い手を確保し、地域計画の実現・ブラッシュアップを図るためには、認定農業者、女性・青年農業者の育成や集落営農組織の法人化など新規参入を促進し、将来の地域農業に不可欠な多様な担い手の確保・育成・定着に向けた取組が必要となることから、次の事項について対応を図られたい。

(1) 新規就農者に対する支援

- ① 新規就農者については、栽培技術が伴っていないことが要因となり、当初計画の達成が困難となる事例が多数認められることから、本市新規就農者支援センターの機能を最大限に発揮し、就農前の十分な技術指導はもとより、就農後の成果に対する適正な評価とあわせて、販売先の確保等に関する経営指導や研修を行うこと。
- ② 新規就農希望者が、就農に向けて十分な栽培技術を習得できるよう研修の受け入れ先となる農業者を確保すること。
- ③ 新規就農者育成総合対策事業については、新規就農者のニーズに寄り添った支援が可能となるよう、引き続き十分な予算を確保するよう国に要請すること。
- ④ 地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた担い手の農地利用の実現に向けて、農業経営に係る法人化の促進や規模拡大に伴う機械・設備等の導入、人材の育成や労働力の確保に係る支援を拡充するために必要な予算を確保するよう国・県に要請すること。
- ⑤ 発展意欲のある農業者を育成するための専門家派遣や研修等の実施、担い手の確保のための就農相談・支援等を行う拠点（県農業経営・就農支援センター等）の運営に必要な予算を十分に確保するよう国・県に要請すること。

(2) 多様な担い手の確保・育成

- ① 「食料・農業・農村基本計画」や農業経営基盤強化促進法の改正等を踏まえ、認定農業者や認定新規就農者などの中心経営体だけでなく、中小規模の経営体や半農半X、デュアルライフ（二地域居住・二拠点生活）など、多様な形で農業に携わり、地域農業を維持していく人材の確保・育成を推進するとともに、こうした多様な担い手が利用できる市の制度資金や施設・機械導入に係る支援制度の創設・拡充を図ること。
- ② 農村の集落機能を維持するため、集落営農組織等による生活支援機能の拡充や、町内会等の生活支援組織による農用地の保全等、農村RMO（地域運営組織）の形成を推進する事業の充実・強化を図ること。

(3) 子どもたちへの食農教育の推進

市内の児童・生徒が食生活への関心を高め、その大切さを認識し、食を支える農業の役割について理解できるよう、また、将来の農業の担い手育成のきっかけとなるよう、食と農業体験が一体となった食農教育の取組をさらに推進すること。

4 食料・農業・農村基本計画の推進に関する意見について

(1) 農産物の適正な価格形成の仕組みづくりと国民理解の醸成

- ① 生産資材の高騰や人件費の上昇等による生産コストが適正に考慮された価格形成が行わなければ安定的な農業経営は望めないことから、農業者も参画しながら、生産から小売りに至るコストの実態調査を実施するよう国に要請すること。

- ② 農業の生産原価が見える化し、適正な価格形成に向けて国民理解の醸成を図るため、農業者の経営管理・分析の取組を支援・推進するとともに、消費者が国産農畜産物を選択するなどの行動変容を促す働きかけとなる事業の実施を国・県に要請すること。

(2) 農家所得につながる輸出拡大対策

人口減少に伴う国内市場の縮小に対しては、市場を海外に求め、農家所得を向上・確保することが重要であることから、海外需要の掘り起こしや国内生産基盤の強化、輸出規制の撤廃・緩和等、農産物輸出拡大に向けた対策に総合的に取り組むよう国・県に要請すること。

(3) 農業資材等の高騰への支援

世界的なインフレの進行や円安の影響等により、今後も肥料や農業用機械、燃油など農業に必要な資材価格の高止まりが想定され、このような状況が続けば離農に拍車をかけ、遊休農地の増加が懸念されることから、農業資材等の高騰分への十分な補助金等の支援策、さらには農業資材等の価格低減対策を講ずるよう国・県に要請すること。

(4) 有害鳥獣被害対策の拡充

本市においては、イノシシ、クマ等の野生動物の個体数増加に伴い、人身事故や食害が発生している。人的被害はもとより、農作物への被害の増大は営農意欲の減退を招くことが懸念されることから、電気柵や捕獲わなの設置等、捕獲に要する経費への支援を拡充すること。

(5) 環境と調和のとれた食料システムの確立

農業と環境との調和は、いまや世界的な潮流であり、食料・農業・農村基本法においても「環境との調和」を推進するため、農薬や肥料の適正使用、堆肥の有効利用が促されている。

本市においても環境負荷の小さい農業を目指す「みどりの食料システム戦略」の取組を推進するため、改めて市内の生産者・消費者に対し、理解を深めるための周知を行うとともに、有機農産物の学校給食等での利用拡大、市内の大型スーパーや小売店等での取扱いの拡大、販売促進を図る等、具体的な取組を推進すること。

(6) 高温化傾向への対応

- ① 近年、猛暑による農作物の品質低下や生産コストの上昇など経営リスクが多様化しており、地球温暖化が進む中、こうした極端な気象現象が今後も継続して発生することが想定されることから、収入保険のあり方など農業者への支援策を検討するよう国・県に要請すること。

- ② 特に、夏季の高温による農作物の生産量減少や品質低下の軽減、暑さに強い品種の研究や開発に有効な施設・設備等の経費に係る支援について国・県に要請すること。
- ③ 農地の効率利用や遊休農地の把握を目的とする農地利用状況調査の実施時期については、毎年1回以上、8月頃に行うよう規定されているが、近年の猛暑により農業委員等の身体的負担が懸念されることから、実施時期の前倒しや延長など柔軟な対応が可能となるよう、国に要請すること。

(7) 本市産酒造好適米の生産振興

- ① 本市産清酒は、複数の蔵元が全国新酒鑑評会で金賞を受賞するなど大きな成果を挙げている一方、酒質の向上は全国各地で取り組まれており、産地間競争の激化を踏まえ、より地域性や独自性を打ち出したブランディング戦略が求められている。
本市産清酒の地域性や独自性を打ち出す手法の一つとして、本市産酒造好適米の利用が有効であると考えことから、市内酒造業者と酒造好適米生産者との連携のもと、その需給状況の把握や課題の整理を行うとともに、積極的に両者のマッチングや品質向上に向けた研修機会の充実などに取り組み、その生産拡大を図ること。
- ② 米の価格高騰により酒造好適米との価格差が拡大し、酒造好適米の作付け減少が懸念されることから、本市産清酒の生産と品質の維持を確保するための支援策について検討すること。

(8) 農業に特化した人員確保に係るサポート体制の構築検討

農業従事者の高齢化や減少に伴い、特に家族による農業経営においては、繁忙期以外でも慢性的な人手不足の状況にある。様々な求人ツールはあるものの、実際は未経験者や単発で辞めてしまうなど、その解消までには至っていないことから、農作業に特化した人員確保に係るサポート体制の構築に向けて検討を行うこと。

(9) 農業者支援を目的とした職員副業制度の導入検討

市職員の農業・農政に対する理解を深めるとともに、農業者の一時的な労働力不足の緩和を図るため、市職員が農業者の求めに応じ、副業として農作業に従事することができるよう、本市農業経営者の需要の把握に努め、導入に向けて調査・研究を行うこと。

